

告 示

埼玉県告示第五百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

令和八年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四五

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号		
桶川	都市計画 区域名		
桶川市	市町村名		
区域区分	都市計画の 種類及び名称		
令和八年八月 六日午後二時 三十分から	期日及び時間	公聴会	
桶川市役所旧 分庁舎会議室 1	場 所		
令和八年七月 十四日から令 和八年七月二 十八日午後五 時十五分まで	提出期間	公述申出書	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、桶川市都 市整備部都市 計画課	提 出 先		
令和八年七月 十四日から令 和八年七月二 十八日午後五 時十五分まで (土曜・日 曜・祝日を除 く)	閲覧期間	都市計画の構想	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、桶川市 都市整備部都 市計画課	閲覧場所		

公 述 申 出 書

令和8年7月14日付け埼玉県報に登載された桶川都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

令和 8年 月 日

(宛先)

埼玉県知事 大野 元裕 あて

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

＊「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- （１）400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- （２）楷書で、横書きにしてください。